

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【情報政策課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	AI-OCRにおける読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否並びに電子計算機処理による結合について（納税課分）		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥その他 ( )	
主管課	企画財政部情報政策課・市民生活部納税課		
事務の名称	AI-OCRによる手書き帳票のデータ化 帳票名【過誤納金還付依頼書・狛江市市税口座振替依頼書】		
事務の概要	<p>AI-OCRとは、手書きの帳票を機械が読み取って、文字データにすることができる機能である。</p> <p>これにより手書き帳票を人の手で入力する手間と時間を省略することができ、業務の効率化や行政サービスの向上を推進する効果が期待される。</p> <p>【事務の概要・目的等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤納金還付依頼書 市税過誤納金の還付及び振込先金融機関口座の指定に係る依頼を納税義務者等から受ける書類</li> <li>・狛江市市税口座振替依頼書 市税を指定の金融機関口座から振り替える旨の依頼を納税義務者等から受ける書類</li> </ul>		
実施時期	令和3年11月から（予定）		
件数	過誤納金還付依頼書 : 年間 約6,000件 狛江市市税口座振替依頼書 : 年間 約2,500件		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 { <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する }	保有個人情報の項目		
<b>基本的事項</b> <input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	<b>心身の状況</b> <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<b>家族状況等</b> <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<b>社会生活</b> <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助

その他の項目			
外部提供	外部提供先の概要	NTTデータ	
	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 行政専用の閉域ネットワークを介してAI-OCRサーバと通信し、市側が読み取った手書き帳票の画像データをアップロードすることで、文字化されたデータが自動作成され、そのデータを市側でダウンロードして取得する。	
	外部提供の理由, 方法等	(理由, 方法等) 情報の漏洩のリスクが極めて低い、行政専用の閉域ネットワークを介した通信により、AI-OCRサーバにデータを提供する。 なお、AI-OCRサーバは、行政で共同利用するために国内のデータセンター内に構築・設置されており、AI-OCRサーバの構築環境については、総務省の直轄団体である地方公共団体システム機構の許認可を取得し、行政専用の閉域ネットワークを介してのみ運用されている。	
	外部提供先での個人情報の管理の方法	AI-OCRサーバにアップロードした画像データ及び文字化されたデータは市が指定した期間内（5日）で自動削除される。 なお、データセンターは24時間365日有人警備により入館管理し、サーバー室内の出入口に生体認証や防犯カメラで入室管理も行うなど厳重な環境で管理している。	
	外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、市との委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わしている。	
	電子計算機処理による結合	結合する市の電子計算機の概要	ファイルサーバー及び端末機
結合する第三者の電子計算機の概要		AI-OCRサーバ (NTTデータ)	
結合する通信回線の概要		通信経路の暗号化等により、情報の漏洩のリスクが極めて低い、行政専用の閉域ネットワークを介してAI-OCRサーバと通信する。	
通 知	外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(理由) 1 第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供され

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【情報政策課】

			<p>る保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 本件において使用するAI-OCRは、地方公共団体システム機構の許認可を取得しているサービスであり、行政専用の閉域ネットワークを介しているため、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると言える。</p> <p>また、市役所業務の効率化や行政サービスの向上を推進するため、本件の必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
<p>そ の 他 資 料</p>			
<p>備 考</p>			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【情報政策課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	AI-OCRにおける読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否並びに電子計算機処理による結合について（課税課分）		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥その他 ( )	
主管課	企画財政部情報政策課・市民生活部課税課		
事務の名称	AI-OCRによる手書き帳票のデータ化 帳票名【給与所得者異動届出書及び特別徴収の切替申請書】		
事務の概要	<p>AI-OCRとは、手書きの帳票を機械が読み取って、文字データにすることができる機能である。</p> <p>これにより手書き帳票を人の手で入力する手間と時間を省略することができ、業務の効率化や行政サービスの向上を推進する効果が期待される。</p> <p>【事務の概要・目的等】</p> <p>事業所に市内在住従業員がおり、住民税の徴収方法に変更がある場合に提出する書類で、大きく分けて2種類ある。</p> <p>1つ目は給与所得者異動届出書で、従業員の退職等により特別徴収（給与天引き）から普通徴収（本人払い）及び一括徴収に切り替える場合に提出が必要となる書類。また、従業員の転勤等により特別徴収を転勤先事業所でも継続する場合も同様に提出が必要となる書類。</p> <p>2つ目は特別徴収の切替申請書で、従業員の就職等により、普通徴収から特別徴収へ切り替える際に必要となる書類。</p>		
実施時期	令和3年12月頃から		
件数	年間約7,000件		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する	} 保有個人情報の項目		
<b>基本的事項</b> <input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	家族状況等 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート  
【情報政策課】

<input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報		<input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
そ の 他 の 項 目		
外部提供	外部提供先の概要	NTTデータ
	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 行政専用の閉域ネットワークを介してAI-OCRサーバと通信し、市側が読み取った手書き帳票の画像データをアップロードすることで、文字化されたデータが自動作成され、そのデータを市側でダウンロードして取得する。
	外部提供の理由、方法等	(理由、方法等) 情報の漏洩のリスクが極めて低い、行政専用の閉域ネットワークを介した通信により、AI-OCRサーバにデータを提供する。 なお、AI-OCRサーバは、行政で共同利用するために国内のデータセンター内に構築・設置されており、AI-OCRサーバの構築環境については、総務省の直轄団体である地方公共団体システム機構の許認可を取得し、行政専用の閉域ネットワークを介してのみ運用されている。
	外部提供先での個人情報の管理の方法	AI-OCRサーバにアップロードした画像データ及び文字化されたデータは市が指定した期間内（5日）で自動削除される。 なお、データセンターは24時間365日有人警備により入館管理し、サーバー室内の出入口に生体認証や防犯カメラで入室管理も行うなど厳重な環境で管理している。
	外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、市との委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わしている。
電子計算機処理による結合	結合する市の電子計算機の概要	ファイルサーバー及び端末機
	結合する第三者の電子計算機の概要	AI-OCRサーバ (NTTデータ)
	結合する通信回線の概要	通信経路の暗号化等により、情報の漏洩のリスクが極めて低い、行政専用の閉域ネットワークを介してAI-OCRサーバと通信する。

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート  
【情報政策課】

通 知	外部提供	■無	<p>(理由)</p> <p>1 第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 本件において使用するAI-OCRは、地方公共団体システム機構の許認可を取得しているサービスであり、行政専用の閉域ネットワークを介しているため、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると言える。</p> <p>また、市役所業務の効率化や行政サービスの向上を推進するため、本件の必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
そ の 他 資 料			
備 考			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【健康推進課】

<input type="checkbox"/> 諮 問 事 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報 告	自宅療養者等に対する支援活動における保有個人情報の電子計算機処理による記録項目の設定並びに本人外収集及び外部提供に係る通知の要否について	
根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥その他（条例第8条第3項及び第13条第5項本人への通知）
主 管 課	福祉保健部健康推進課	
事 務 の 名 称	（仮称）自宅療養者支援事業	
事 務 の 概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の地域流行に伴い，自宅で療養される患者が急増するなか，より地域に密着した迅速かつきめ細やかな支援の提供が必要となったため，市が自宅療養者への支援提供を実施する場合は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第6項の規定に基づく連携の一環として，都が自宅療養者等の個人情報について支援に必要な範囲で提供することとなった。</p> <p>現在，支援活動に必要な情報提供に関し，協定を締結する方向で都が準備を進めているが，緊急の対応が必要な状況であることを踏まえ，協定が締結されるまでの間，別紙「東京都から提供する新型コロナウイルス感染症患者等に関する個人情報の取扱いについて」に市が同意した上で，東京都個人情報の保護に関する条例第10条第2項第2号の規定に基づく法令等に定めがあるときとして，情報提供される。</p> <p>提供された情報については，狛江市医師会及び訪問介護ステーションとも共有し，健康観察，電話，訪問等を実施する。</p> <p>この際，都からの情報提供については，閉域ネットワークであり，セキュリティが確保されているLGWAN（総合行政ネットワーク）上で利用可能なファイル転送サービスを利用し，市における情報共有については，電話等による口頭，紙媒体又は電磁記録的媒体で提供し，郵送等は行わず健康推進課職員が直接手渡しする。</p> <p>なお，都からの情報提供は個人情報の本人外収集に該当し，市における情報共有は保有個人情報の外部提供に該当するが，どちらも狛江市個人情報保護条例第8条第2項第3号及び第13条第2項第3号の規定に基づく市民の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむを得ないと認められるときとして実施するものである。</p>	
実 施 時 期	令和3年9月30日から	

件数	4名（9月30日時点での自宅療養者数）		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input type="checkbox"/> 外部提供する <input checked="" type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する			
保有個人情報の項目			
<b>基 本 的 事 項</b>	<b>心身の状況</b>	<b>家族状況等</b>	<b>社 会 生 活</b>
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目	発症日，療養開始日，その他管轄する保健所が地域の実情に応じて提供する情報		
電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	【記録項目の設定，追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 電子計算ソフトに健康推進課職員が直接入力する。		
通 知	本人外収集・外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(理由) 1 第8条第3項及び第13条第5項の規定の趣旨は，本人外収集及び外部提供される個人情報の本人に対し，自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。 2 本件においては，本人外収集する個人情報については，閉域ネットワークであり，セキュリティが確保されているLGWAN（総合行政ネットワーク）上で利用可能なファイル転送サービスを利用し，外部提供については，提供の対象となる個人情報の記録媒体を直接手渡しし，狛江市医師会等におけるデータ保管場所の施錠等具体的な取組み等により，本人外収集及び外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると言える。 また，新型コロナウイルス感染症の地域流行に伴い，自宅で療養される患者が急増するなか，より地域に密着した迅速かつきめ細やかな支援の提供するため，東京都から新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等陽性者の個人情報の提供を受け，それを狛江市医師会等にも外部提供し，健康観察，電話・訪問等を早急に行う必要があることから，本件の必要性は高いものである。 3 以上の理由により，個人情報を本人外収集及



狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【健康推進課】

			<p>び外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、本人外収集及び外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
そ の 他 資 料		<p>東京都から提供する新型コロナウイルス感染症患者等に関する個人情報の取扱いについて</p>	
備 考			

## 別紙

東京都から提供する新型コロナウイルス感染症患者等に関する個人情報の取扱いについて

### 第1 提供情報

都が提供する患者情報（以下「患者情報」という。）は、\_\_\_\_\_市・町・村に居住する新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者及び入院・療養等調整中の患者（以下「自宅療養者等」という。）の以下の情報とする。

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 連絡先
- 4 生年月日
- 5 性別
- 6 発症日
- 7 療養開始日
- 8 その他、管轄する保健所が地域の実情に応じて提供する情報

### 第2 患者情報の提供方法

患者情報の提供を希望する場合は、「保有個人情報の目的外提供の依頼について」（別紙第2号様式）により都に申請すること。申請受理後、都は、L G W A N（総合行政ネットワーク）上のファイル共有システム等を用いて提供する。

### 第3 利用の制限

都が提供する患者情報は、以下の支援活動以外の目的で使用しないこと。

- 1 平常時における支援活動
  - (1) 自宅療養者等の安否確認、健康観察
  - (2) 自宅療養者等に対する食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給
  - (3) 平常時における自宅療養者等への防災及び避難に関する情報提供
- 2 災害時における支援活動
  - (1) 災害時における自宅療養者等への防災及び避難に関する情報提供
  - (2) 災害時における自宅療養者等の安否確認
  - (3) 災害時における自宅療養者等の避難支援活動

### 第4 提供の制限

- 1 患者情報から知り得た内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 2 都の指示がある場合を除き、患者情報の全部又は一部を都の事前の承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 3 民間事業者等の守秘義務が課せられていない外部の団体又は個人に情報を提供する際は、本条と同内容の項目を盛り込んだ協定の締結若しくは誓約書の提出を義務付ける等の措置をとらなければならない。

## 別紙

### 第5 複製の禁止

都の指示がある場合を除き、事前の承諾を得ることなく、患者情報を複写し、又は複製してはならない。

### 第6 患者情報の管理

都から患者情報の提供を受け、管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守すること。

- 1 「患者情報管理責任者」を定め、その者の関与の下に患者情報を使用すること。
- 2 患者情報を取り扱うパソコンにID及びパスワードを設定して、患者情報管理責任者及びその関与の下に業務を行う担当者以外は閲覧できないようにするなど、適切かつ厳格に管理すること。
- 3 患者情報の紛失、破損、改ざん、漏洩等の事故を防止すること。

### 第7 収集した保有個人情報の提供

自宅療養者等の支援活動を行う上で収集した個人情報のうち、都への提供に同意があったものについて、都からの求めに応じ、提供すること。

### 第8 自宅療養者等の支援内容の報告

患者情報を利用して行った自宅療養者等の支援内容について、都からの求めに応じ、報告すること。

### 第9 患者情報の返還

次のいずれかに該当するときは、提供を受けた患者情報を返還すること。

- 1 都に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 2 個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- 3 都の指示に正当な理由なく従わないとき。
- 4 新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されたとき。

### 第10 患者情報の消去

患者情報管理責任者は、患者情報が不要となった場合には、当該患者情報の復元又は判読が不可能となる方法により、当該情報の消去を行わなければならない。

### 第11 事故発生時の報告

患者情報の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに都に報告し、その指示に従うものとする。

### 第12 協定の締結

本同意による提供開始後、個人情報の取扱いに関し、速やかに都と協定を締結すること。

### 第13 定めのない事項の処理

同意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、都と協議して定めるものとする。

### 第14 有効期間

本同意に基づく情報提供は、協定が締結され、その効力が発生するまでの間とする。

## 同意書

\_\_\_\_\_市・町・村内に居住する新型コロナウイルス感染症患者のうち、  
自宅療養者及び入院・療養等調整中の患者に対する支援活動等のため、東京都が  
保有する新型コロナウイルス感染症陽性者等の個人情報の提供を受けるに当た  
り、別紙「東京都から提供する新型コロナウイルス感染症患者等に関する個人情  
報の取扱いについて」の内容を遵守することに同意します。

年 月 日

東京都知事 殿

長 (印)

東京都知事 殿

長 (印)

保有個人情報の目的外提供の依頼について

下記の保有個人情報について、目的外提供をお願いいたします。

記

1 使用目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第6項の規定による自宅療養者等に対する支援

2 保有個人情報の内容

\_\_\_\_\_市・町・村に居住する新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者及び入院・療養等調整中の患者の以下の情報

①氏名、②住所、③連絡先、④生年月日、⑤性別、⑥発症日、⑦療養開始日、  
⑧その他、管轄する保健所が地域の実情に応じて提供する情報

3 使用方法（個人情報を利用して実施する支援内容）

	平常時	災害時
支援内容		

4 担当部署・担当者名・電話番号・メールアドレス

アンケート案件実施前確認シート

アンケート案件名	人権に関する市民意識調査		
根拠規定	<input checked="" type="checkbox"/> ①条例第12条第2項第4号 目的外利用	<input checked="" type="checkbox"/> ②条例第13条第2項第4号 外部提供	
主管課	企画財政部政策室		
事務の名称	人権に関する市民意識調査		
アンケート実施の目的	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の推進に向け、今後の人権施策をより効果的に進めるための基礎資料とするため。		
実施時期	令和3年4月1日から令和3年4月30日まで		
件数	2,500件		
対象範囲	15歳以上の市民		
目的外利用する保有個人情報の項目			
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の記録項目	※4情報以外を利用する場合には、記入してください。		
目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）の名称	住民基本台帳事務		
目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）を行う組織の名称	市民生活部市民課		
目的外利用の理由、方法等	(理由, 方法等) アンケートの送付対象を選出する為、住民基本台帳に登録されている満15歳以上の市民の中から無作為に抽出し、その者の郵便番号、住所及び氏名を宛名ラベルに印刷する方法で目的外利用を行う。抽出したデータはパスワードをかけて保管する。		
目的外利用した保有個人情報の削除の方法	(いつ, 誰が, どのように) リストについては、アンケートの封入発送業務完了後、機密文書廃棄委託契約を締結している委託業者に破棄依頼を行う。		

アンケート案件実施前確認シート

外部提供する保有個人情報の項目			
基 本 的 事 項	心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の記録項目		※氏名・住所以外を外部提供する場合には、記入してください。	
外部提供先の概要	社会福祉法人 東京コロニー 狛江市からの受託実績もあり、セキュリティ管理も整っているため、提供する個人情報の取扱いについて、適切に管理取扱いが可能な業者である。		
外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 郵便番号、住所及び氏名が記載された宛名ラベル		
外部提供の理由、方法等	(理由、方法等) 宛名ラベル貼付業務を外部委託するため。 政策室市民協働推進担当が政策室執務室内にて委託業者に直接手渡し、委託業者が施錠可能なケースに保管して厳重な管理のもと事業者施設内まで持ち帰る。		
外部提供先での個人情報の管理の方法	事業者施設内において、セキュリティ環境の整った室内において施錠が可能な保管庫の中で厳重管理する。		
外部提供した保有個人情報の返却方法	(いつ、誰が、どのように) 委託業務終了後、委託業者から宛名ラベルが貼付された封筒を政策室市民協働推進担当職員が直接受け取る。		
外部提供した保有個人情報の削除の方法	(いつ、誰が、どのように) 外部提供する保有個人情報は、郵便番号、住所及び氏名が記載された宛名ラベルのみで、封筒へ貼付され全て回収されるため、保有個人情報は委託先に残らない。		
外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。		
通 知	保有個人情報の保護に資するために、アンケート発送前に広報こまへにより本件 ( <input type="checkbox"/> 目的外利用 ・ <input type="checkbox"/> 外部提供 ) について広く通知することとする。		
備 考			

# 令和3年度 部の方針

市の組織には分掌事務に応じて9つの部・局があり、それぞれ施策の推進に向けて取り組んでいます。各部の今年度の目標とその実現に向けた取り組みをまとめた「部の方針」を作成しましたので、概要をお知らせします。詳細は市ホームページをご覧ください。

㊨政策室企画調整担当

## 企画財政部

- ▽中長期的な視点に立った財政運営の推進
- ▽自治体DXの推進
- ▽人にやさしいまちに向けた取組
- ▽東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
- ▽狛江の魅力と行政情報の発信

## 福祉保健部

- ▽いのち：市民の命を守り、健康寿命を延ばす
- ▽くらし：地域とのつながりを深め、いきいきと暮らせるまちへ
- ▽きずな：切れ目のない人にやさしいサポート
- ▽あんしん：誰もが安心して暮らせる環境の整備
- ▽みらい：狛江らしい地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けて

## 都市建設部

- ▽未来を見据えた計画的なまちづくり
- ▽市民とつくる協働のまちづくり
- ▽暮らしやすい安心安全なまちづくり
- ▽だれにもやさしい機能的なまちづくり

## 総務部

- ▽安心して暮らせる安全なまちを目指します
- ▽行政サービス・内部事務のデジタル化を推進します
- ▽公共施設の整備を着実に進めます
- ▽工事成績評定の活用及び総合評価を試行実施します
- ▽人財の育成を推進します

## 子ども家庭部

- ▽こまえ子ども・若者応援プランの進捗管理と推進
- ▽子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)の充実
- ▽保育所・学童クラブの待機児対策の推進
- ▽子どもの貧困対策及び若者支援の推進
- ▽新しい生活様式を推進するための事務の改善

## 教育部

- ▽互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- ▽確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- ▽すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備
- ▽学校における働き方改革

## 市民生活部

- ▽狛江の魅力を発信し、賑わいの創出を図ります
- ▽文化・芸術が身近なものとなるよう環境の整備を推進します
- ▽農業・商工業の発展を推進し、経済の活性化を図ります
- ▽狛江に愛着を持っていただける環境を推進します
- ▽新しい生活様式に対応したデジタル化を推進します

## 環境部

- ▽安全・快適な生活環境の確保と持続可能な社会づくりの推進
- ▽豊かで多様な自然と共生する水と緑のまちづくりの推進
- ▽持続可能な下水道による安全で快適なまちづくりの推進
- ▽安定的な廃棄物処理と持続可能な循環型社会形成の推進
- ▽次世代を担う子どもたちをはじめとする幅広い世代の環境意識の醸成

## 議会事務局

- ▽よりわかりやすく、より身近に感じる議会へ
- ▽議会運営にICTを活用する
- ▽人事改選後の新体制による円滑な議会運営を目指す

## 行政けいしばん

### 令和2年度文書管理の監査結果の公表

狛江市文書管理規則に基づき実施した文書管理の監査結果を公表します。

監査結果は市ホームページおよび政策室窓口で閲覧できます。

政策室政策法制担当

### 狛江市基本計画推進委員会 市民委員募集

18歳以上(4月1日時点)で市内在住・在学・在勤の方

基本計画の推進および進捗に関する調査審議等

5人以内

任期委嘱日：令和5年3月31日

原則平日夜間(年6回程度)

4月30日(金)(必着までに住所・氏名(ふりがな)・年齢性別・電話番号、在学・在勤の方はその名称を記入の上、作文)いつまでも住み続けたいまちづくりのために必要なこと(様式自由・800字以内)を、持参、郵送または

richout02@city.komae.jpで政策室企画調整担当へ。

### 人権に関する市民意識調査を行います

令和2年7月に「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」を施行しました。今後の人権施策推進の基礎資料とするために市民意識調査を行います。4月下旬に発送しますので、ご協力をお願いします。

住民基本台帳に登録されている

### 満15歳以上(4月1日時点)の市民の中から無作為に抽出した方(2,500人)

政策室市民協働推進担当

証明書コンビニ交付および証明書自動交付機を一時停止します

地方公共団体情報システム機構のメンテナンスのため、証明書コンビニ交付および証明書自動交付機を一時停止します。

5月1日(土)5日(祝)の終日

ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市民課

### 狛江市スポーツ推進計画を策定しました

「スポーツを通じた豊かなまちこまえ」を基本理念とし、令和3年度から令和7年度を計画期間とした狛江市スポーツ推進計画を策定しました。

計画は社会教育課で1部80円で頒布する他、市および教育委員会ホームページからもご覧いただけます。

### 審議会等の公開

5月20日(木)午後2時から4階特別会議室

10人(要予約・多数抽選。決定した方には決定通知を送付)

審議会(狛江市計画地区計画多摩川住宅地区地区計画の変更について)諮問、調布都市計画公園緑地の変更について(諮問)

4月22日(木)(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・電話番号および「都市計画審議会傍聴希望」と記入の上、まちづくり推進課都市計画担当へ。

なれます。社会教育課社会教育係 東京都議会議員選挙立候補予定者説明会 7月4日(日)に執行される、東京都議会議員選挙(北多摩第三選挙区)の立候補手続き等の説明会を行います。

5月19日(木)午後2時から 調布市文化会館たづくり 選挙管理委員会事務局

狛江市都市計画審議会

5月20日(木)午後2時から

4階特別会議室

10人(要予約・多数抽選。決定した方には決定通知を送付)

審議会(狛江市計画地区計画多摩川住宅地区地区計画の変更について)諮問、調布都市計画公園緑地の変更について(諮問)

4月22日(木)(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・電話番号および「都市計画審議会傍聴希望」と記入の上、まちづくり推進課都市計画担当へ。

## 令和3年市議会 第1回臨時会

5月6日(木)午前9時から(予定) ※インターネット中継でもご覧いただけます。ぜひ、ご利用ください。

議会事務局





狛江市  
人権に関する市民意識調査  
報告書

令和3（2021）年8月

狛江市

## 目 次

第1章 調査の概要.....	1
1. 調査目的.....	1
2. 調査手法.....	1
3. 回収結果.....	1
4. 調査項目.....	2
5. 報告書の見かた.....	2
第2章 調査回答者の属性.....	3
第3章 調査結果の詳細.....	6
1. 人権全般に関すること.....	6
(1) 狛江市での生きやすさ.....	6
(2) 人権を侵害された経験.....	9
(2-1) 人権を侵害された内容.....	10
(3) 人権を侵害されたときの対応.....	11
(4) 人権を侵害した経験.....	12
(4-1) 人権を侵害した内容.....	13
(5) どの程度人権が尊重されているか.....	14
2. 子どもの人権.....	17
(1) 子どもの人権課題.....	17
(2) 子どもの人権を守るために必要なこと.....	19
3. 女性の人権.....	21
(1) 女性の人権課題.....	21
(2) 女性の人権を守るために必要なこと.....	24
4. 障がいのある人の人権.....	27
(1) 障がいのある人の人権課題.....	27
(2) 障がいのある人の人権を守るために必要なこと.....	28
5. 高齢者の人権.....	29
(1) 高齢者の人権課題.....	29
(2) 高齢者の人権を守るために必要なこと.....	31

6. 外国人の人権.....	33
(1) 外国人の人権課題.....	33
(2) 外国人の人権を守るために必要なこと.....	34
7. 感染症罹患患者（新型コロナウイルス感染者・エイズ患者・HIV感染者など）やその 家族の人権.....	35
(1) 感染症罹患患者等の人権課題.....	35
(2) 感染症罹患患者等の人権を守るために必要なこと.....	36
8. 性的マイノリティの人権.....	37
(1) 性的マイノリティの人権課題.....	37
(2) 性的マイノリティの人権を守るために必要なこと.....	40
9. インターネット・SNS上の人権侵害.....	43
(1) インターネット・SNS上の人権侵害の課題.....	43
(2) インターネット・SNS上の人権侵害をなくすために必要なこと.....	45
10. 犯罪被害者やその家族の人権.....	47
(1) 犯罪被害者やその家族の人権課題.....	47
(2) 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なこと.....	48
11. 震災に起因する人権問題.....	49
(1) 震災に起因する人権課題.....	49
(2) 震災に起因する人権課題をなくすために必要なこと.....	50
12. 人権課題の解決に向けた取組について.....	51
(1) 「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」の認知度.....	51
(2) 狛江市の取組の認知度.....	53
(3) 人権啓発の効果的な方法.....	55
(4) 人権課題解決に向けた取組.....	57
 第4章 調査票.....	 60

# 第1章 調査の概要

## 1. 調査目的

本市民意識調査は、「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」を令和2年7月に施行したことに伴い、狛江市民の人権に関する意識・考え等を把握し、今後の狛江市の人権施策をより効果的に進めるための基礎資料とするため実施した。

## 2. 調査手法

- (1) 調査対象：満15歳以上の市民（令和3年4月1日時点）
- (2) 対象者数：2,500人
- (3) 抽出方法：狛江市住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送配布・郵送回収またはweb回答
- (5) 調査期間：令和3年4月22日～令和3年5月14日

## 3. 回収結果

属性		送付数	回答数	回答率
総数		2,500	1,115	44.6%
性別	男性	1,222	465	38.1%
	女性	1,278	590	46.2%
	その他	—	1	—
	回答したくない	—	22	—
	無回答	—	37	—
年齢	10歳代	114	40	35.1%
	20歳代	282	70	24.8%
	30歳代	376	128	34.0%
	40歳代	484	194	40.1%
	50歳代	423	187	44.2%
	60歳代	286	158	55.2%
	70歳代	316	185	58.5%
	80歳以上	219	100	45.7%
	回答したくない	—	21	—
	無回答	—	32	—

## 4. 調査項目

調 査 項 目
(1) 人権全般に関すること (問 1～問 5) (2) 子どもの人権 (問 6・問 7) (3) 女性の人権 (問 8・問 9) (4) 障がいのある人の人権 (問 10・問 11) (5) 高齢者の人権 (問 12・問 13) (6) 外国人の人権 (問 14・問 15) (7) 感染症罹患者 (新型コロナウイルス感染者・エイズ患者・HIV 感染者など) やその家族の人権 (問 16・問 17) (8) 性的マイノリティの人権 (問 18・問 19) (9) インターネット・SNS 上の人権侵害 (問 20・問 21) (10) 犯罪被害者やその家族の人権 (問 22・問 23) (11) 震災に起因する人権問題 (問 24・問 25) (12) 人権課題の解決に向けた取組について (問 26～問 30) (13) あなたのことについて (問 31～問 35)

## 5. 報告書の見かた

- (1) n (件数) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示す。
- (2) 回答はすべて百分率 (%) で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。そのため、その数値の合計は 100%を前後する場合がある。
- (3) 本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮、簡略化している場合がある。
- (4) クロス軸の分類や質問における選択肢を統合し、【 】を用いて記述している場合がある。

例: 「思う」と「どちらかといえば思う」を統合して【思う】

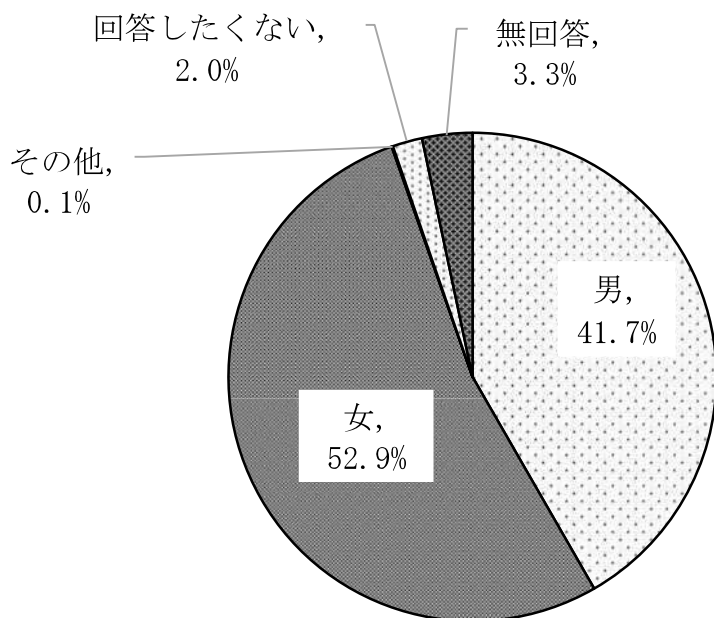
- (5) 割合の表記については、下記のとおりとする。

例: 40%台

表記	約 4 割 (4 割)	4 割強	4 割台半ば	5 割近く	5 割弱 (5 割)
範囲	40.1～40.9% (40.0%)	41.0～43.9%	44.0～45.9%	46.0～48.9%	49.0～49.9% (50.0%)

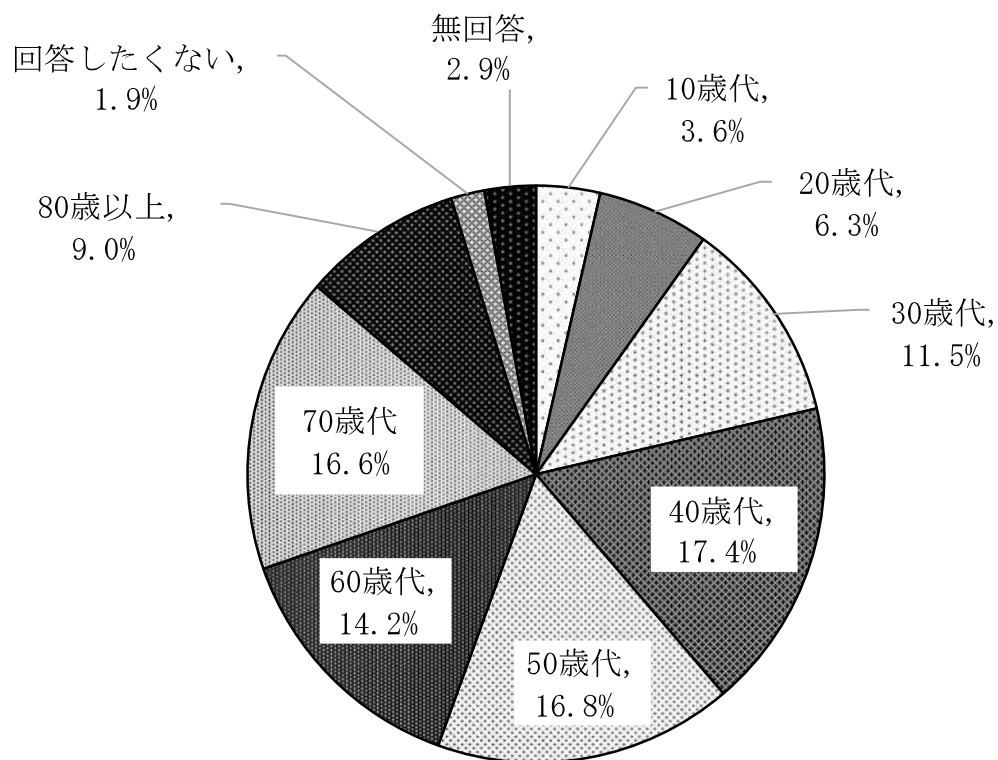
## 第2章 調査回答者の属性

### 1. 自認する性別



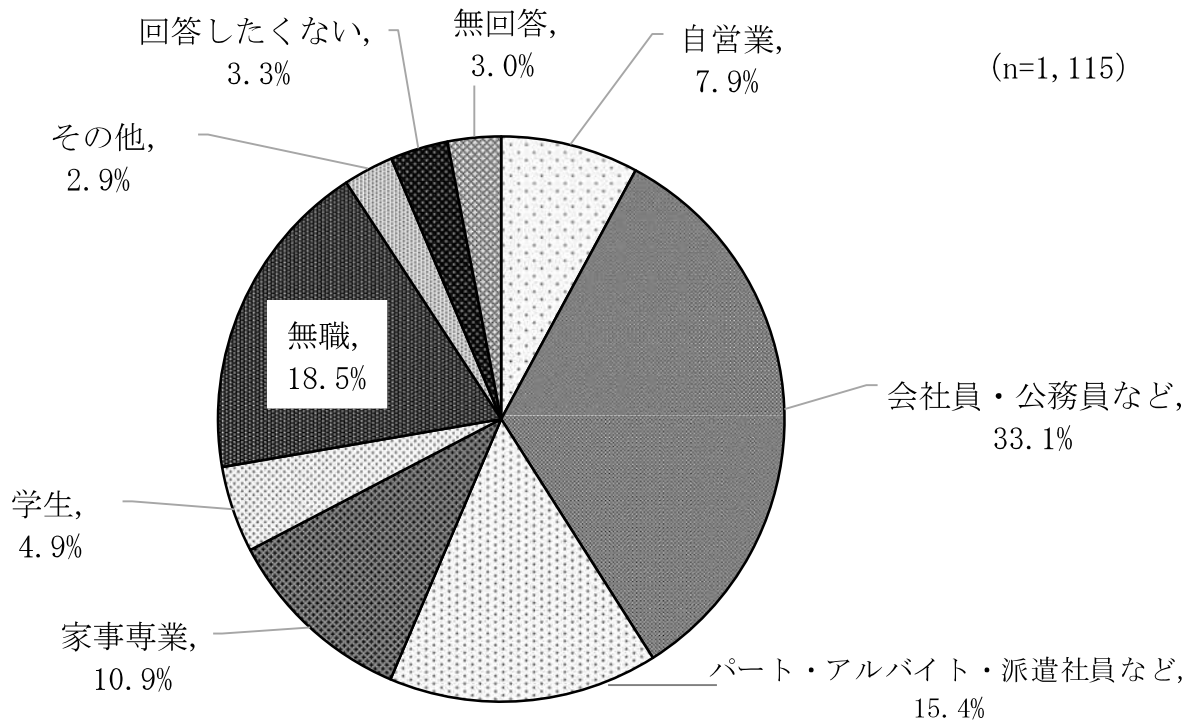
(n=1, 115)

### 2. 年代

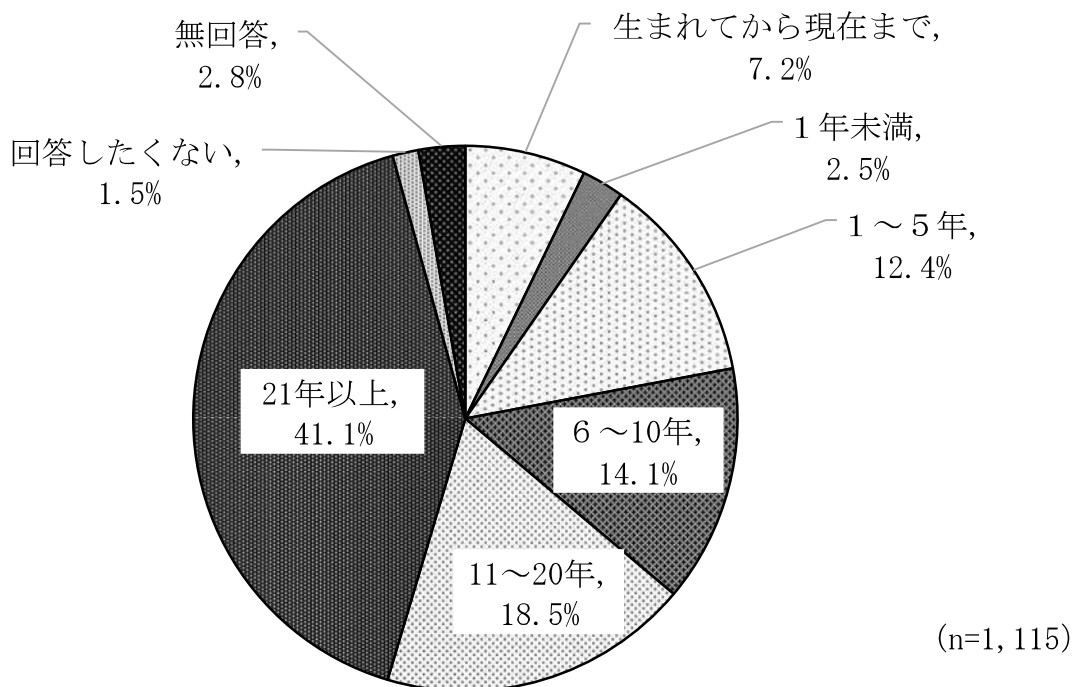


(n=1, 115)

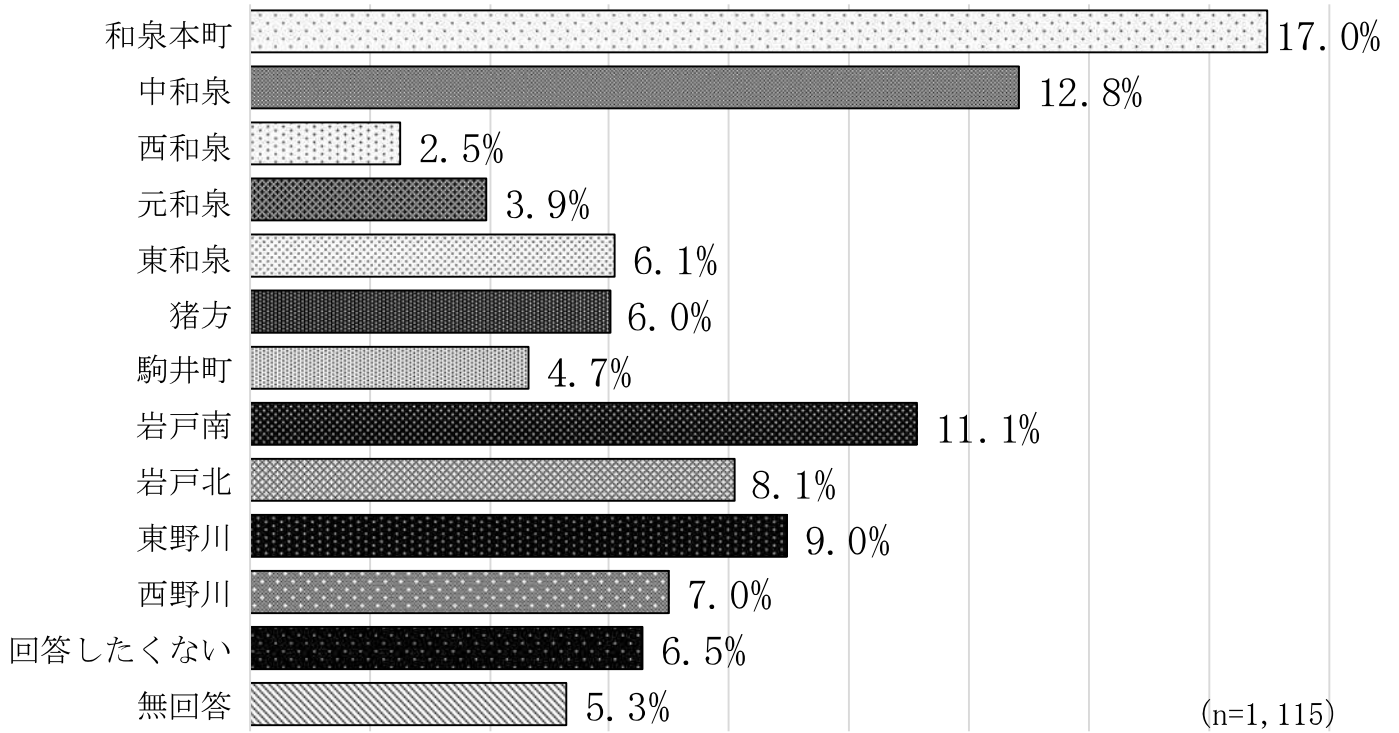
### 3. 職業



### 4. 居住年数



## 5. 居住地





### 狛江市 人権に関する市民意識調査

～市民意識調査への御協力をお願いいたします～

狛江市では、市民一人ひとりが個人として尊重され、だれもが生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい、助けあうやさしいまちの実現を目指し、「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」を令和2年7月に施行いたしました。

この度、市民の皆様の人権に関する意識・考え等を把握し、今後の狛江市の人権施策を効果的に進めるための基礎資料とするため、市民意識調査を実施いたします。

この調査は、多世代の意識等を把握させていただきたいことから、狛江市内にお住まいの満15歳以上（令和3年4月1日時点）の方の中から、無作為に選ばせていただいた2,500人の方をお願いしております。御回答いただいた調査結果につきましては、統計的に処理しますので、回答者個人が特定されることや、この調査の目的以外に利用することは一切ございません。そのため、あなたの率直なお考えを御記入ください。

御多忙のところ、誠に恐縮ですが、今後の人権に関する取組を進める上で、大変貴重な調査となりますので、趣旨を御理解いただき、調査に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年4月  
狛江市長 松原 俊雄

#### — 御記入にあたってのお願い —

1. この調査は、あて名の方御自身のお考えを御記入ください。御本人による御記入が困難な場合は、身近な方が御本人のお考えを聞きながら、御記入をお願いいたします。
2. 御記入は、黒又は青のボールペン（フリクションなどの消えるペン不可）でお願いいたします。
3. 回答は、該当する番号を「○」で囲んでください。間違えた場合は二重線で消し、正しい番号に「○」を付けてください。
4. 回答の数は、質問によって違いますので御注意ください。
5. 回答の中で「その他」を選んだ場合には、お手数ですが（ ）内に具体的な内容をできる限り御記入ください。

御記入いただいた調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて  
**5月14日（金）までに投函してください。**

#### 6. 【webによる回答について】

この調査はweb上でも回答が可能です。

※web上で回答される場合は、調査票は郵送しないでください。

URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=iinkenchosa>

ID：k●●●●●●

パスワード：jinken2021!

QRコード：

IDとパスワードを入力してログインしてください。



IDは、二重回答を防ぐためにランダムに付与しているものであり、個人の回答内容を特定するものではありません。なお、web回答の御利用により、本回答方式に同意いただいたものとみなします。

#### 【問い合わせ先】

狛江市企画財政部政策室市民協働推進担当

電話：03-3430-1111（内線2454）

メールアドレス：kyodot@city.komae.lg.jp

## 人権全般に関すること

●問1 あなたは、狛江市は人権を尊重しみんなが生きやすいまちだと思いますか。(〇は1つ)

1. 思う 2. どちらかといえば思う 3. あまり思わない 4. 思わない 5. わからない

●問2 あなたやあなたの周りの人(家族、友人など)が人権を侵害されたと思ったことがありますか。(〇は1つ)

1. ある 2. ない 3. わからない

(問2で「1. ある」とお答えの方にお聞きます)

●問2-1 次のうちどのようなことで人権を侵害されましたか。(該当するものすべてに〇)

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用の毀損、侮辱
3. 暴力、強迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
4. ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)
5. 悪臭・騒音などの迷惑行為
6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより、就職や結婚などの社会生活の上で不平等又は不利益な取扱をされた)
7. 使用者による時間外労働の強制などの不当な待遇
8. 社会福祉施設などでの施設職員からの不当な取扱
9. 公務員による不当な取扱
10. 地域社会での嫌がらせ
11. 職場での嫌がらせ
12. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)
13. 学校でのいじめ
14. インターネット・SNS上での嫌がらせ
15. プライバシーの侵害
16. 職業に関すること
17. 出身地、家柄などに関すること
18. 容姿や身体的特徴に関すること
19. 障がいに関すること
20. エイズ、HIV、ハンセン病などに関すること
21. 新型コロナウイルス感染症に関すること
22. 性的マイノリティ(※①)に関すること
23. わからない

※①性的マイノリティ…性自認や性的指向に関して少数派である人々のことを言い、LGBTなどが含まれます。

●問3 あなたは、自分の人権が侵害されたと思ったときどうしましたか、または、侵害された場合どうしますか。(該当するものすべてに○)

- |                  |                              |             |
|------------------|------------------------------|-------------|
| 1. 身近な人に相談した(する) | 2. 相手に抗議した(する)               | 3. 我慢した(する) |
| 4. 市役所に相談した(する)  | 5. 警察に相談した(する)               |             |
| 6. 弁護士に相談した(する)  | 7. 法務局または人権擁護委員(※②)に相談した(する) |             |

※②人権擁護委員…地域の方々から人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の方々の人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う委員のことを言います。

●問4 あなたは、他人の人権を侵害してしまったと思ったことはありますか。(○は1つ)

- |       |                       |       |          |
|-------|-----------------------|-------|----------|
| 1. ある | 2. 気づいていないがしているかもしれない | 3. ない | 4. わからない |
|-------|-----------------------|-------|----------|

(問4で「1. ある」「2. 気づいていないがしているかもしれない」とお答えの方にお聞きします)

●問4-1 次のうちどのようなことで他人の人権を侵害してしまったと思いますか、または、侵害してしまったかと思いますが。(該当するものすべてに○)

- |  |
|--|
| 1. あらぬ噂、悪口、かげ口   |
| 2. 名誉・信用の毀損、侮辱   |
| 3. 暴力、強迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをさせたり、権利の行使を妨害した)    |
| 4. ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーへの暴力)                           |
| 5. 悪臭・騒音などの迷惑行為  |
| 6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより、就職や結婚などの社会生活の上で不平等又は不利益な取扱をした) |
| 7. 時間外労働の強制などの不当な待遇  |
| 8. 社会福祉施設などでの施設職員としての不当な取扱                                 |
| 9. 公務員としての不当な取扱  |
| 10. 地域社会での嫌がらせ   |
| 11. 職場での嫌がらせ   |
| 12. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)                                  |
| 13. 学校でのいじめ  |
| 14. インターネット・SNS上での嫌がらせ                                     |
| 15. プライバシーの侵害  |
| 16. 職業に関すること   |
| 17. 出身地、家柄などに関すること   |
| 18. 容姿や身体的特徴に関すること   |
| 19. 障がいに関すること  |
| 20. エイズ、HIV、ハンセン病などに関すること                                  |
| 21. 新型コロナウイルス感染症に関すること                                     |
| 22. 性的マイノリティに関すること   |
| 23. わからない  |

問5 あなたは、法務省などで示している次の人権課題について、どの程度人権が尊重されていると思いますか。または、どのような印象をお持ちですか。  
(○はA～タ、それぞれ1つずつ)

人権課題の種類	1 いる 尊重されて	2 ある程度尊 重されている	3 あまり尊重 されていない	4 尊重されて いない	5 わからない
ア 子ども	1	2	3	4	5
イ 女性	1	2	3	4	5
ウ 障がいのある人	1	2	3	4	5
エ 高齢者	1	2	3	4	5
オ 外国人	1	2	3	4	5
カ 感染症罹患者（新型コロナウ イルス感染者・エイズ患者・ HIV感染者など）やその家族	1	2	3	4	5
キ 性的マイノリティ	1	2	3	4	5
ク インターネット・SNS上の人 権侵害	1	2	3	4	5
ケ 同和問題（※③）	1	2	3	4	5
コ 犯罪被害者やその家族	1	2	3	4	5
サ 路上生活者（ホームレス）	1	2	3	4	5
シ アイヌの人々（※④）	1	2	3	4	5
ス 震災に起因する人権問題	1	2	3	4	5
セ 刑を終えて出所した人やその 家族	1	2	3	4	5
ソ 北朝鮮当局によって拉致され た被害者など	1	2	3	4	5
タ 人身取引（性的搾取、強制労 働）	1	2	3	4	5

※③同 和 問 題 …日本社会の歴史過程で形成された身分制度や差別観念により、同和地区（被差別部落）に生まれた人々と、その子孫たちがその地域の出身という理由だけで、前近代から現在に至るまで、不当に差別され、基本的人権を侵害されるなど、日本社会に深く根ざした人権問題のことを言います。

※④アイヌの人々…北海道を中心とした地域に古くから住んでいる民族のことを言います。明治時代以降は、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用を禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められ、生活の基盤や独自の文化を失いました。その文化の十分な保存、伝承が図られていないことなどから、今なお差別や偏見が残っています。

## 子ども的人権

●問6 あなたは、子ども的人権に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。  
(○は3つまで)

1. いじめが起きること
2. 体罰が起きること
3. 虐待（身体的・心理的・性的・育児放棄）が起きること
4. いじめ、虐待や体罰を見て見ぬふりをする事
5. 学校や就職先の選択など子どもの意見について、大人がその意見を無視すること
6. 児童買春・児童ポルノなどの対象となること
7. 子どもの誘拐、子どもへのストーカーが起きること
8. 親の事情による不安定な生育環境で育つこと
9. 子どもの貧困があること
10. インターネット・SNS上のトラブル（いじめ、薬物、性被害など）が起きること
11. 子どもの相談・支援体制が十分でないこと
12. 子どもに対して誤った認識や偏見が存在していること
13. 特にない
14. わからない
15. その他

●問7 あなたは、子ども的人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。  
(○は3つまで)

1. 子どもに自分も他者も大切であることを教えること
2. 教職員や指導者の人権意識の向上
3. 保護者への啓発、相談の充実
4. 児童虐待の発見やその解決のための体制づくり
5. 子ども的人権を守るための啓発活動
6. 子ども的人格の尊重
7. 児童買春や児童ポルノなどの取り締まりの強化
8. 子どもの見守りやパトロールの強化
9. 子育て支援の充実
10. 生活困窮家庭への福祉の充実
11. インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの正しい使い方の教育
12. 子どものための相談・支援体制の充実
13. 特にない
14. わからない
15. その他（ )

## 女性の人権

●問8 あなたは、女性の人権に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。

(〇は3つまで)

1. 「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識があること
2. ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）を受けること
3. 仕事の内容、昇給昇進における待遇に違いがあること
4. セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けること
5. マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産を理由とした嫌がらせ）を受けること
6. 売春・買春、援助交際が行われていること
7. テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報が氾濫<sup>はんらん</sup>していること
8. 女性の相談・支援体制が十分でないこと
9. 女性に対して誤った認識や偏見が存在していること
10. 特にない
11. わからない
12. その他

●問9 あなたは、女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。

(〇は3つまで)

1. 男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境の整備
2. 女性に対する暴力の加害者への教育・相談体制の充実
3. 女性が暴力などの被害から避難するための「シェルター・避難所」の整備
4. 労働における採用・昇進・賃金など男女平等の推進
5. 女性に対する意識啓発
6. 男性に対する意識啓発
7. 女性に対する犯罪の取り締まりの強化
8. マスコミによる紙面、番組、広告などの内容への配慮
9. インターネットなどのわいせつ情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化
10. 男女平等などに関する教育の充実
11. 女性の人権を守るための広報啓発活動などの推進
12. 議会や審議会など、意思決定や方針決定の場への女性の参画の促進
13. 女性のための相談・支援体制の充実
14. 特にない
15. わからない
16. その他

## 障がいのある人の人権

●問 10 あなたは、障がいのある人の人権に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 就職・職場で不利な扱いを受けたり、働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと
2. 地域、職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
3. 結婚問題で家族や周囲に反対されること
4. 治療や入院を断られること
5. 差別的な言動・行動（じろじろ見られる、避けられるなど）をされること
6. 悪徳商法、特殊詐欺（振込め詐欺など）の被害が多いこと
7. 経済的に自立が困難なこと（生活するための所得の保証）
8. 宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること
9. 障がい者施設に対する地域の反対があること
10. スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
11. 暮らしやすいまちづくり、バリアフリー化などが十分でないこと
12. 家庭内や福祉施設で虐待があること
13. 障がいのある人の相談・支援体制が十分でないこと
14. 障がいのある人に対して誤った認識や偏見が存在していること
15. 特にない
16. わからない
17. その他

●問 11 あなたは、障がいのある人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 障がいのある人の就労や能力を発揮する場の確保
2. 障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動
3. 介護、在宅サービスや福祉施設・病院の充実
4. 障がいのある人に対する犯罪の取り締まりの強化
5. 障がいのある人が自立して生活しやすい環境の整備
6. 障がいに応じた教育
7. 障がいのある人との交流の促進
8. 障がいのある人の意見を反映させる機会の確保
9. 地域住民の見守り拡大と行政機関による立ち入り調査の強化
10. 成年後見制度（※⑤）など、障がいのある人の権利と財産を守るための制度の利用促進
11. 障がいのある人のための相談・支援体制の充実
12. 特にない
13. わからない
14. その他

※⑤成年後見制度…判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財産管理や契約などの法律、生活面を支える制度のことを言います。

## 高齢者の人権

●問 12 あなたは、高齢者の人権に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。  
(〇は3つまで)

1. 働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと
2. 差別的な言動をされること
3. 悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと
4. アパートなどへの入居を拒否されること
5. 家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること
6. 病院での看護や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること
7. 高齢者が邪魔者扱いされること
8. 経済的に自立が困難なこと
9. 高齢者の相談・支援体制が十分でないこと
10. 高齢者に対して誤った認識や偏見が存在していること
11. 特にない
12. わからない
13. その他

●問 13 あなたは、高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。  
(〇は3つまで)

1. 高齢者の就労や能力を発揮する場の確保
2. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動
3. 高齢者に対する犯罪の取り締まりの強化
4. 高齢者が生活しやすい環境の整備
5. 介護、在宅サービスや福祉施設・病院の充実
6. 高齢者和其他の世代との交流の促進
7. 高齢者の意見を反映させる機会の確保
8. 成年後見制度など、高齢者の人権と財産を守るための制度の利用促進
9. 高齢者のための相談・支援体制の充実
10. 特にない
11. わからない
12. その他



## 外国人の人権

●問 14 あなたは、外国人の人権に関することで、どのようなことが課題だと思いますか。  
(〇は3つまで)

1. 就職・職場で不利な扱いを受けたり、働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと
2. 地域、職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
3. 結婚問題で家族や周囲に反対されること
4. 差別的な言動・行動（じろじろ見られる、避けられるなど）をされること
5. アパートなどへの入居を拒否されること
6. 宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること
7. 風習や習慣などの違いが受け入れられないこと
8. 選挙権がないこと
9. 年金や医療保険制度などの福祉制度が、日本人と同じように適用されないこと
10. 外国語対応できる公的機関や医療機関などが少ないこと
11. 外国人の相談・支援体制が十分でないこと
12. 外国人に対して誤った認識や偏見が存在していること
13. 特にない
14. わからない
15. その他

●問 15 あなたは、外国人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。  
(〇は3つまで)

1. 外国人の就労や能力を発揮する場の確保
2. 外国人への理解を深める啓発活動
3. 外国人への生活支援（医療、福祉、教育など）
4. 外国人と日本人の相互理解と交流
5. 外国人の行政への参画の推進
6. 外国語による情報提供の充実
7. 外国人のための日本語教育の充実
8. 外国人の意見を反映させる機会の増設
9. 外国語による相談の場の確保
10. 外国人のための相談・支援体制の充実
11. 特にない
12. わからない
13. その他

感染症罹患患者（新型コロナウイルス感染者・エイズ患者・  
HIV感染者など）やその家族の人権

●問 16 あなたは、感染症罹患患者（新型コロナウイルス感染者・エイズ患者・HIV感染者など）  
やその家族の人権のことで、どのようなことが課題だと思いますか。（○は3つまで）

1. 感染症罹患患者やその家族のプライバシーが守られないこと
2. 結婚問題で家族や周囲に反対されること
3. 地域、職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
4. 就職・職場で不当な扱いを受けること
5. 治療や入院を断られること
6. 差別的な言動をされること
7. アパートなどへの入居を拒否されること
8. 宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること
9. 感染症罹患患者やその家族の相談・支援体制が十分でないこと
10. 感染症罹患患者やその家族に対して誤った認識や偏見が存在していること
11. 特にない
12. わからない
13. その他

●問 17 あなたは、感染症罹患患者やその家族の人権を守るために、どのようなことが必要だと思  
いますか。（○は3つまで）

1. 感染症罹患患者やその家族のプライバシーなどに関する意識啓発
2. 感染症罹患患者やその家族への偏見や差別をなくすための啓発活動
3. 感染症に関する正しい知識の教育
4. 感染症罹患患者の就労や能力を發揮する場の確保
5. 医療体制やカウンセリング体制の充実
6. 感染症罹患患者やその家族の支援の連携（行政・医療機関など）の推進
7. 感染症罹患患者やその家族の生活支援
8. 感染症罹患患者への医療費援助
9. 感染症罹患患者やその家族のための相談・支援体制の充実
10. 特にない
11. わからない
12. その他

## 性的マイノリティの人権

●問 18 あなたは、性的マイノリティの人権に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。(○は3つまで)

1. 地域、職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. じろじろ見られたり、避けられたりすること
5. 戸籍上の「夫婦」ではないことによる不利益があること
6. 身体的な性別に合わせた格好の強要があること
7. 性的マイノリティの意見が尊重されないこと
8. 性的マイノリティの相談・支援体制が十分でないこと
9. 性的マイノリティに対して誤った認識や偏見が存在していること
10. 特にない
11. わからない
12. その他

●問 19 あなたは、性的マイノリティの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 正しい理解を深めるための教育・啓発活動
2. 性的マイノリティへの偏見や差別をなくすための啓発活動
3. 性的マイノリティに関する法律・条例などの整備の拡大
4. 性的マイノリティの意見を反映させる場の確保
5. 更衣室やトイレなどに対する配慮
6. 性的マイノリティが気持ちや情報を共有できる居場所づくり
7. マスコミによる性的マイノリティの人権に配慮した報道や取材
8. 性的マイノリティのための相談・支援体制の充実
9. 特にない
10. わからない
11. その他

## インターネット・SNS上の人権侵害

●問 20 あなたは、インターネット・SNS上の人権侵害に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。(○は3つまで)

1. 他人を誹謗中傷する情報が掲載されること
2. 他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること
3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
5. インターネットポルノが存在していること
6. 本人の知らないうちにプライバシーに関する情報が掲載されること
7. 監視や規制の体制や法整備が十分でないこと
8. インターネット・SNS上の人権侵害に関する相談・支援体制が十分でないこと
9. 特にない
10. わからない
11. その他

●問 21 あなたは、インターネット・SNS上の人権侵害をなくすために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. プライバシーの保護や名誉毀損に関する教育・啓発活動
2. インターネット・SNSの正しい使い方を学ぶ機会の充実
3. 情報の収集・発信における個人の責任、情報モラルに関して市民の意識高揚の推進
4. インターネット・SNS上の情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化
5. 実名登録を義務づけるなど、情報の発信者に対する規制
6. 違法な情報発信者に対する監視や取り締まりの強化
7. 加害者に対する罰則の適用など規制の強化
8. インターネット・SNS上の人権侵害に関する相談・支援体制の充実
9. 特にない
10. わからない
11. その他

## 犯罪被害者やその家族の人権

●問 22 あなたは、犯罪被害者やその家族の人権に関する事で、どのようなことが課題だと思いますか。(○は3つまで)

1. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
2. 犯罪行為によって経済的負担を受けること
3. 犯罪のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
4. 警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと
5. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
6. 犯罪被害者やその家族の声が十分反映されないことがあること
7. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穩へいおんが保てなくなる
8. 犯罪被害者やその家族の相談・支援体制が十分でないこと
9. 犯罪被害者やその家族に対して誤った認識や偏見が存在していること
10. 特にない
11. わからない
12. その他

●問 23 あなたは、犯罪被害者やその家族の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 犯罪被害者やその家族への適切なカウンセリング
2. 犯罪被害者やその家族への経済的な支援
3. 犯罪被害者やその家族の人権を守るための教育・啓発活動
4. 犯罪被害者やその家族の訴えに対し適切に対応することができるよう、警察官・検察官などに対する教育・研修の実施
5. 捜査活動や刑事裁判における犯罪被害者やその家族に配慮した支援
6. マスコミによる犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材
7. 犯罪被害者やその家族のプライバシーなどに関する意識啓発
8. 犯罪被害者やその家族のための相談・支援体制の充実
9. 特にない
10. わからない
11. その他

## 震災に起因する人権問題

●問 24 あなたは、震災に起因する人権問題で、どのようなことが課題だと思いますか。  
(○は3つまで)

1. 地域、職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
2. 就職、職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. 避難生活によるストレスに伴ういさかいや虐待があること
5. 被災地に関する風評被害<sup>ふうひょう</sup>があること
6. 避難所で女性などへの配慮が十分でないこと
7. 災害時、要援護者などへの配慮が十分でないこと
8. 避難所生活でプライバシーが守られていないこと
9. 震災に起因する人権問題の相談・支援体制が十分でないこと
10. 特にない
11. わからない
12. その他

●問 25 あなたは、震災に起因する人権問題をなくすために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 震災の被災者などの人権を守るための教育・啓発活動
2. 震災の被災者などの自立にむけた生活支援
3. 避難所生活の安全性の確保
4. 多様性に配慮した備蓄品などの整備
5. マスコミによる被災地や風評被害などに対する適切な報道
6. 災害対策の検討の場への女性の参画促進
7. 要援護者への配慮
8. 震災に起因する人権問題のための相談・支援体制の充実
9. 特にない
10. わからない
11. その他

## 人権課題の解決に向けた取組について

●問 26 あなたは、「人権を尊重しみんなが生きやすい粕江をつくる基本条例」について知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない
3. 知らない

●問 27 粕江市では、人権についての理解を深めていただくため、様々な取組を行っています。次のうち、あなたが知っているもの、または、参加したことがあるものはありますか。(該当するものすべてに○)

1. 人権パネル展(人権週間〈12月4日～10日〉に合わせて実施)
2. 人権メッセージ(小学校での啓発活動)
3. 人権の花運動(小学校での啓発活動)
4. 人権作文(中学校での啓発活動)
5. 街頭啓発活動(啓発冊子や物品などの配布)
6. 人権身の上相談
7. 人権に関する講演会
8. 広報やHPでの啓発
9. チラシやリーフレットによる啓発
10. 知っているものはない
11. その他

●問 28 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような方法が効果的だと思いますか。(○は3つまで)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞・雑誌
3. インターネットやSNS
4. 市や都の広報誌
5. 市や都の冊子・パンフレット
6. 掲示物(ポスター・立看板・懸垂幕<sup>けんすいまく</sup>など)
7. 交通広告
8. 映画・ビデオ
9. 書籍
10. 高齢者や障がいの疑似体験
11. 人権課題を抱える人との交流会
12. 特にない
13. わからない
14. その他

●問 29 あなたは、人権課題の解決に向けて、狛江市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(○は3つまで)

1. 子どもの頃から思いやりの心を育むための家庭や地域での人権教育の支援
2. 学校での人権教育の充実
3. 企業の経営者や従業員向けの人権研修や講座の支援
4. 市役所職員に対する人権研修の充実
5. 人権課題に対応する相談窓口の充実
6. 既存の制度・サービスの周知及び充実
7. 新たな相談・救済体制の整備
8. 人権が侵害された被害者の救済・支援の充実
9. 人権課題解決のための財政的支援
10. 人権の推進につながる活動をしている人への支援や連携
11. 広報やSNSを活用した人権の大切さのPR
12. 社会的に弱い立場にある人に対する支援・救済策の充実
13. 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の周知
14. 啓発冊子や資料展示などによる人権課題に対する理解促進
15. 人権課題をテーマとした講演会や研修会の実施
16. 人権に関する情報の収集及び提供
17. 特にない
18. わからない
19. その他

●問 30 人権に関して思うこと、感じること、市の人権施策について意見などございましたら、記入してください。



## あなたのことについて

●問 31 あなたの自認する性別を教えてください。(○は1つ)

- |      |      |        |            |
|------|------|--------|------------|
| 1. 男 | 2. 女 | 3. その他 | 4. 回答したくない |
|------|------|--------|------------|

●問 32 あなたの年齢を教えてください。(令和3年4月1日時点)(○は1つ)

- |         |          |            |
|---------|----------|------------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代  | 3. 30歳代    |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代  | 6. 60歳代    |
| 7. 70歳代 | 8. 80歳以上 | 9. 回答したくない |

●問 33 あなたの職業を教えてください。(○は1つ)

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| 1. 自営業              | 2. 会社員・公務員など |
| 3. パート・アルバイト・派遣社員など | 4. 家事専業      |
| 5. 学生               | 6. 無職        |
| 7. その他              | 8. 回答したくない   |

●問 34 あなたは粕江市に住んで何年になりますか。(○は1つ)

- |               |           |          |
|---------------|-----------|----------|
| 1. 生まれてから現在まで | 2. 1年未満   | 3. 1～5年  |
| 4. 6～10年      | 5. 11～20年 | 6. 21年以上 |
| 7. 回答したくない    |           |          |

●問 35 あなたがお住まいの地域を教えてください。(○は1つ)

- |         |         |             |
|---------|---------|-------------|
| 1. 和泉本町 | 2. 中和泉  | 3. 西和泉      |
| 4. 元和泉  | 5. 東和泉  | 6. 猪方       |
| 7. 駒井町  | 8. 岩戸南  | 9. 岩戸北      |
| 10. 東野川 | 11. 西野川 | 12. 回答したくない |

これでアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。  
回答いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ、  
5月14日(金)までに到着するよう送付いただきますようお願いいたします。